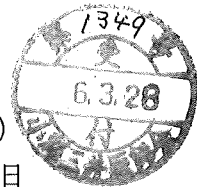


(事務連絡)
令和6年3月26日



小郡三井医師会 御中

小郡市長 加地 良光
(防災安全課 防災係)

小郡市防災会議及び国民保護協議会の委員の変更について（依頼）

早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より、本市の防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、貴団体から推薦していただいております委員について、変更の有無を確認していますので、下記のとおり、提出をお願いいたします。併せまして、委員の変更がある場合は、ご推薦していただきますようお願い申し上げます。

なお、委員の推薦につきましては、本市の施策として防災分野への男女共同参画を図るため、女性委員の推薦に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。（※必ずしも会長の充て職としていただく必要はございません）

記

1. 任 期 令和5年5月26日から令和7年3月31日まで
※ 変更がある場合は、委嘱日から令和7年3月31日までとなります。
2. 会 議 原則として年1回開催
※ 防災会議は、5月中下旬に開催を予定しています。委員の方には、あらためてご案内いたします。
※ 国民保護協議会は、県知事協議を要する修正等がある場合、防災会議終了後に同日開催（不定期）することとしています。令和6年度の開催の予定はありません。
※ 費用弁償あり 4,700円／回
3. 提出書類 別紙1 小郡市防災会議委員について
 別紙2 小郡市国民保護協議会委員について
4. 提出方法 防災安全課防災係に郵送、メール、FAX又は持参
5. 提出期限 令和6年4月17日（水）
6. 参考資料 ・小郡市防災会議条例及び委員名簿（R5.5.26現在）
 ・小郡市国民保護協議会条例及び委員名簿（R5.5.26現在）

小郡市役所 防災安全課防災係 担当：丸山、新原
TEL：0942-72-2111（内242） FAX：0942-73-4466
Mail:bousai@city.ogori.lg.jp

【別紙 1】

令和 6 年 月 日
(期限 4 月 1 7 日)

小郡市長 殿
(防災安全課防災係)

〒 ー

住 所 _____

団体名 _____

【連絡担当者】

部 署 等 _____

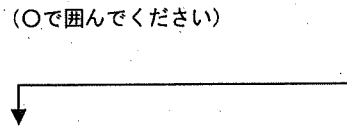
電話番号 _____

MA I L _____

小郡市防災会議委員について

1. 委員名等 小郡三井医師会
 会長 島田 昇二郎 様

2. 変更の有無 あり ・ なし ※なしの場合、以降は記載不要です。
(○で囲んでください)



3. 委員の推薦
上記 2. で「あり」の場合のみ、ご推薦をお願いいたします。

次の者を防災会議委員として推薦します。

【推薦者】

役職	よみがな 氏 名	性 別
例) 経営政策部防災安全課長	例) おごおり おりひめ	男・女
	例) 小郡 織姫	

【別紙 2】

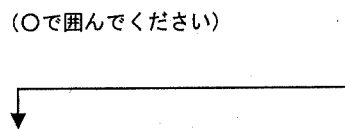
令和 6 年 月 日
(期限 4 月 17 日)

小郡市長 殿
(防災安全課防災係)

〒 _____
住 所 _____
団体名 _____
【連絡担当者】
部 署 等 _____
電話番号 _____
M A I L _____

小郡市国民保護協議会委員について

1. 委員名等 小郡三井医師会
 会長 島田 昇二郎 様
2. 変更の有無 あり ・ なし ※なしの場合、以降は記載不要です。
(○で囲んでください)



3. 委員の推薦
上記 2. で「あり」の場合、ご推薦をお願いいたします。

次の者を防災会議委員として推薦します。

【推薦者】

役職	よみがな 氏 名	性 別
例) 経営政策部防災安全課長	例) おごおり おりひめ	男・女
	例) 小郡 織姫	

小郡市防災会議委員名簿

設置根拠:「小郡市防災会議条例第1条」

任期:令和5年5月26日～令和7年3月31日

令和5年5月26日現在

	選出根拠	氏 名	所属団体名	備考
1	条例第3条第2項	加地 良光	小郡市長	
2	条例第3条第5項第1号	吉田 大	国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所 所長	
3	条例第3条第5項第2号	酒谷 陽右	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課 課長	
4		山口 甲秀	福岡県久留米県土整備事務所 所長	
5		古賀 央	福岡県朝倉農林事務所 所長	
6		鈴田 博之	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 所長	
7	条例第3条第5項第3号	小洞 泉	福岡県小郡警察署 署長	
8	条例第3条第5項第4号	見城 俊昭	小郡市 副市長	
9		黒田 孝幸	小郡市 都市建設部長	
10		武久 香	小郡市(女性管理職) 市民福祉部 長寿支援課長	
11	条例第3条第5項第5号	秋永 晃生	小郡市教育長	
12	条例第3条第5項第6号	黒岩 竹直	久留米広域消防本部消防長	
13		柳原 和敏	小郡市消防団長	
14	条例第3条第5項第7号	倉富 吉王	九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所 所長	
15		峰 庄次	西日本電信電話株式会社 九州支店 設備部災害対策室 室長	
16	条例第3条第5項第8号	満井 英昭	陸上自衛隊小郡駐屯地 第5施設団長兼小郡駐屯地司令	
17		島田 昇二郎	小郡三井医師会 会長	
18		山田 徳重	小郡市区長会 三国中校区代表区長	
19		松永 しず子	おごおり女性協議会	
20		西田 紀子	小郡市民生委員児童委員協議会	
21		川野 裕佳子	小郡市消防団 女性消防隊長	
22		井手 雅博	三井水道企業団 事務局長	
23		原田 裕子	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会 副会長	

○小郡市防災会議条例

昭和46年10月1日

条例第347号

改正 昭和47年3月28日条例第383号

昭和50年12月27日条例第21号

平成16年3月30日条例第8号

平成21年3月26日条例第7号

平成24年9月27日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平24条例21・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小郡地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項に規定する水防計画を作成し、及び、その実施を推進すること。
- (3) 小郡市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（平21条例7・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、22人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（平16条例8・一部改正）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、小郡市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日条例第383号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（小郡市水防協議会条例の廃止）

2 小郡市水防協議会条例（昭和53年小郡市条例第12号）は、廃止する。

附 則（平成24年9月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

小郡市国民保護協議会委員名簿

設置根拠:「小郡市国民保護協議会条例第1条」

任期:令和5年5月26日～令和7年3月31日

令和5年5月26日現在

	選出根拠 (国民保護法第40条)	氏 名	所属団体名	備考
1	第2項	加地 良光	小郡市長	
2	第4項第1号	吉田 大	国土交通省九州整備局筑後川河川事務所所長	
3	第4項第2号	満井 英昭	陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団長兼駐屯地司令	
4	第4項第3号	安武 智彦	福岡県総務部防災危機管理局防災危機管理専門監	
5		山口 甲秀	福岡県久留米県土整備事務所所長	
6		古賀 央	福岡県朝倉農林事務所所長	
7		鈴田 博之	福岡県北筑後保健福祉環境事務所所長	
8		小洞 泉	福岡県小郡警察署署長	
9	第4項第4号	見城 俊昭	小郡市副市長	
10	第4項第5号	秋永 晃生	小郡市教育長	
11		黒岩 竹直	久留米広域消防本部消防長	
12	第4項第6号	児玉 敦史	小郡市市民福祉部長	
13		武久 香	小郡市市民福祉部 長寿支援課長	
14	第4項第7号	倉富 吉王	九州電力送配電株式会社甘木配電事業所所長	
15		峰 庄次	西日本電信電話株式会社九州支店設備部災害対策室室長	
16	第4項第8号	柳原 和敏	小郡市消防団団長	
17		島田 昇二郎	小郡三井医師会会長	
18		山田 徳重	小郡市区長会三国中校区代表区長	
19		松永 しず子	おごおり女性協議会	
20		西田 紀子	小郡市民生委員児童委員協議会	
21		川野 裕佳子	小郡市消防団女性消防隊長	
22		井手 雅博	三井水道企業団事務局長	
23		原田 裕子	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会副会長	

小郡市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、小郡市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(一部抜粋)

平成 16 年 6 月 18 日

法律第 112 号

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5～8 略